

【申請の有効期限について】

- ・学童保育室入室申請には、申請時期に応じて有効期限が設定されています。有効期限は約6か月です。（例えば4月入室の申請をした場合、9月入室の審査まで）
- ・**有効期限を過ぎると待機児童名簿から除外されます**（空きが生じた場合の繰り上げ承認の対象でなくなります）。
- ・**待機継続を希望する場合は、下表の申請期限までに「学童保育室待機継続申出書」を提出してください。**
- ・有効期限の延長を希望しない方は、申し出書を提出する必要はありません。なお、転居等により有効期限内に学童保育の利用を希望しないこととなった場合は「学童保育室（取り下げ・辞退・希望室変更）届」により申請の取り下げをしていただきますようお願いいたします。

入室希望月	申請有効期間	学童保育室に提出する場合の締切日	区役所へ提出する場合の締切日
令和8年 4月	令和8年9月入室まで	9月 8日（火）	9月10日（木）
5月	10月入室まで	10月 6日（火）	10月 9日（金）
6月	11月入室まで	11月 2日（月）	11月10日（火）
7月	12月入室まで	12月 8日（火）	12月10日（木）
8月	令和9年1月入室まで	1月 5日（火）	1月 8日（金）
9月	令和9年2月入室まで	提出の必要はありません	
10月			
11月			
12月			
令和9年 1月			
2月	申込みは受け付けていません		
3月			

※1 学童保育室への提出は持参のみ。郵送で提出する場合は区役所（担当課）へ送付してください。

<窓口の受付時間>

学童保育室 午後1時30分から6時まで（日、祝日を除く）

区役所学童保育課 午前8時30分から午後5時（土、日、祝日を除く）

※2 区役所へ提出する場合の締め切り日は、区役所（担当課）に「書類が到達する日」です。郵便の遅れ等により締め切り日以降に届いた場合、審査対象外となりますので期限に余裕をもって送付してください。

<郵送にて提出される場合の送付先>

〒120-8510 足立区中央本町一丁目17番1号 足立区役所南館3階
足立区教育委員会 子ども家庭部学童保育課学童運営係 宛

